

水俣市立水俣病資料館

～世界の人々に伝えます 水俣病の教訓～

水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を収集・保存し、後世に水俣病の教訓と経験を伝える目的で建設されました。水俣病の受難者たちが受けた悲惨な公害が二度と発生しないよう、水俣病の歴史と現状、水俣病患者の受けた痛みや差別などの体験を展示し、また語り部講話で紹介しています。

平成5年1月にオープン以来、すでに68万人もの人たちが利用し、国内のみならず世界175の国と地域から、公害や環境・人権学習のために訪れています。

◎〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL 0966-62-2621 FAX 0966-62-2271
URL <http://www.minamata195651.jp>
E-mail mimuseum@eos.ocn.ne.jp

◎開館時間 午前9:00～午後5:00 ※ただし、入館は午後4:30まで
◎休館日 月曜(月曜が祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29～1/3)
◎入館料 無料
◎駐車場 無料(大型バス15台、普通車272台)
*障がい者用駐車場有

■館内見学(30～60分)
団体の場合は事前にご予約ください。
■語り部講話(約60分)
水俣病患者の受難の体験等を直接聞くことができます。
(10名以上の団体のみ無料)
※要予約



水俣メモリアル

水俣病の犠牲に対し祈り、公害の悲惨さと命の尊さを後世に伝え、二度と水俣病事件のような悲劇を繰り返さないことを誓う場です。
水俣病資料館に併設しています。

◎交通アクセス

■マイカー
・南九州自動車道 芦北ICから約30分
・九州自動車道 栗野ICから約70分
・九州自動車道 熊本ICから約120分

・鹿児島県出水市から水俣市まで約20分
■鉄道(特急・新幹線)利用
・JR博多駅から…新幹線で 分
・JR熊本駅から…新幹線で26分
・JR鹿児島中央駅から…新幹線で33分

※最寄駅から水俣病資料館まで
九州新幹線新水俣駅から車で15分(6.3km)
肥薩おれんじ鉄道水俣駅から車で7分(2.5km)



水俣病とは チッソ水俣工場が不知火海に流した工場廃水に含まれるメチル水銀が魚介類を汚染し、知らない間にその魚を食べた人たちがメチル水銀中毒になった公害病です。

1956年(昭和31年)に水俣市で原因不明の病気の発生が確認されました。しかし、病気の原因として工場廃水が疑われるようになっても排水は停止されることなく流れ続け、日本が高度経済成長を遂げていく中で、不知火海では水俣病の被害が拡大していきました。

水俣の海は、魚が湧くといわれるほど豊かな海でした。そんな海の恵みに人々はのどかな暮らしをおくっていました。でもある日突然、原因不明の病気になってしまい、十分な治療を受けることもできずに次々と亡くなっていきました。また、働き手を失い残された家族や漁師の生活は困窮を極めました。さらに母親の胎内で水銀に侵されて生まれてくる胎児性水俣病患者の発生という悲劇も生まれました。

当初、患者は奇病・伝染病と誤解されて恐れられ、「村の中を歩く、うつる」などの差別を受けました。チッソの城下町といわれた水俣では、チッソを擁護し、患者を疎んじる雰囲気もありました。また、市は市民でもある患者の苦しみを目の前にしながら、充分にその役割を果たしていなかったこともあり、患者とそうでない市民の対立など水俣のまちは混乱し、人々のきずなまで壊れてしまいました。さらに、風土病や伝染病と誤解されたため、就職や結婚がだめになり、農産物も水俣の名前では売れないなど、水俣を敬遠する風潮が日本のあちこちに広がってしまいました。

1968年(昭和43年)に、工場の廃水がようやく停止されましたが、水俣病の発生が確認されてからすでに12年もの月日が過ぎていました。同年、水俣病はチッソ水俣工場が原因で起きた公害病であることを政府はようやく認めました。

健康を奪われた被害者や最愛の家族を亡くした遺族たちは、チッソや国・県を相手に全国各地で裁判や自主交渉を行いました。それは心からの謝罪と救済を求める必死の闘いでした。また、水俣病と認定されずに補償を受けることができない未認定患者の救済も問題となり、認定の基準が厳しすぎると、認定制度そのものが問われていきました。

裁判でチッソの責任は明確になったものの、認定基準や廃水を規制せず被害を拡大させた行政責任をめぐって裁判は長期化し、硬直した状態が続いていました。

1990年(平成2年)、裁判所は、被害者が高齢化するなか早期救済のためには和解をするほかないとの勧告を出し、これを受けて、政府が解決案を示したのが1995年(平成7年)でした。

ほとんどの患者団体は生きているうちに救済を受けるため、仕方なく紛争を取り下げてこの解決案に同意しました。苦渋の選択でした。ただ一つ関西訴訟の原告たちは、あくまで行政の責任をはっきりさせたいと最高裁まで争い、2004年(平成16年)、国・県に行政責任ありとする判決が出されました。

これまで多くの涙が流されましたが、失われた命・健康を取り戻すことはできません。「過ちて改めざる。これを過ち」と先哲は伝えていますが、私たちは水俣病の失敗を認め、反省し、二度と繰り返さないようにしていくことが求められています。それは、特に水俣にとっては、人の生命と尊厳に関することだからです。